

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 土地改良事業変更計画の適否の決定
- ◇ 公 告 高圧ガス作業主任者試験の実施
高圧ガス販売主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県管土地改良(光徳地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年四月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
名和町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

高圧ガス取締法(昭和28年法律第204号)第31条第2項の規定により昭和50年度上期の高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年4月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日

昭和50年6月1日

2 場所

鳥取市及び米子市

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
丙種化学主任 者免状に係る 試験	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	13時00分から 15時00分まで
第三種冷凍機 械主任者免状 に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

4 受験手続

次の書類を、昭和50年 4 月14日から昭和50年 4 月26日までに、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真 1枚（手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。）

- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料 700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (4) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

高圧ガス取締法（昭和28年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和50年度第1回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年 4 月 4 日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和50年6月8日(日曜日)
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで

4 受験の手續

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真
手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条)

第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

第1種販売主任者免状に係る試験 700円
第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、証紙には消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和50年4月14日から昭和50年4月26日まで

7 受験票

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。